

海に見えるホール 南港サンセットホール 利用要項

(1) 施設の利用開始・終了

- ① サンセットホールの開錠は、利用者立会いの上、事務局が行います。
- ② 利用時間はサンセットホールの開錠から施錠までを利用時間とします。なお、利用時間の延長を希望される場合は、利用日前日の午後0時までに1時間単位で申請してください。但し、都合により延長をお断りする場合がございます。
- ③ 利用開始にあたり利用者立会いの上、原状確認をしていただきます。
- ④ 利用終了清掃後に利用者立会いの上、原状確認をしていただきます。

(2) 利用者の管理責任

- ① 利用者は利用日に常駐している利用責任者を定め、事務局との窓口業務を担当していただきます。
- ② 利用者は利用規定などサンセットホール利用上の注意事項などを関係者にも周知徹底の上、遵守してください。
- ③ 利用者は、盗難・火災・人身事故などの防止に努めてください。
- ④ サンセットホール内または付近で発生した事故・施設などの損傷の場合は、速やかに事務局に連絡の上所定の書面にてご報告ください。なお、利用者の責任において、適切な処置をしていただきます。

(3) 利用の条件

- ① サンセットホール内の備品や設備などを汚損・毀損・滅失しないように注意してください。なお、備品をサンセットホール内から持ち出したり、他の目的に利用することは禁止します。
- ② 催物案内・ポスター・看板などの掲示は許可した所定場所以外は、禁止します。
- ③ 危険・騒音・振動・悪臭・煙などのおそれがある物品や実演などは禁止します。
- ④ 以下の物品などの持ち込みは禁止します。
 - a) 飲食物
 - b) イヌ・ネコ等のペット類
 - c) 引火・爆発・劇薬などの危険性のある物品
 - d) その他危害を与える恐れのあるもの

(4) 原状復帰及び損害賠償

- ① 利用後は利用者の負担により、原状復帰と清掃を行っていただきます。なお、特にひどい汚れと事務局が認めた場合には事務局指定の清掃会社による清掃を行っていただきます。また、清掃会社は事務局の指定業者とさせていただきます。

- ② 施設・設備・備品などを汚損・毀損・滅失した場合は、利用者の責任において、原状復帰または、その損害を賠償していただきます。なお、原状復帰のための補修業者は事務局の指定業者とします。

(5) 免責

- ① 利用期間中に生じた、利用者の所有物・展示物などの盗難・汚損・毀損・滅失については、ATCはその責めを負いません。